

平成 17 年 7 月 26 日

**記念日や週間を活用した定期的な
啓発活動の実施**
= 20 条関係 =

岡 村 勲

第 1 犯罪被害者等の視点に立った施策を整備前進させるため、犯罪被害者週間を創設すること

第 2 その期間は、毎年 6 月 4 日から同月 10 日までとすること

【理由】

長い間、犯罪被害者等は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、好奇と偏見の目にさらされ、どこからも援助を受けることなく、精神的、経済的、身体的に苦しみ続けてきた。

先駆者の努力により、1980 年に犯罪被害者等給付金支給法が制定され、2000 年にはいわゆる犯罪被害者保護 2 法が成立したが、それらは犯罪被害者等を恩恵の対象としか考えず、犯罪被害者等に権利を認めたと言うにはほど遠いものであった。

しかし、昨年 12 月には、犯罪被害者等基本法が成立した。同法は、犯罪被害者等の尊厳が尊重され、尊厳にふさわしい処遇を受ける権利があることを明確に謳った画期的なもので（同法第 3 条・基本理念）、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、犯罪被害者等の権利を保護する責務を国や地方公共団体に課すると共に、国民に対してもこの施策に協力することを求めている（同法第 6 条）。

犯罪被害者等のための施策を実現するためには、国民の協力が欠かせない。そのためには、国民が犯罪被害者等のおかれた実情を知ることが先決だが、残念ながら十分に理解されているとは、言い難い。

そこで、国民に犯罪被害者等の実体を知らしめ、いつ誰が犯罪被害者になっても不思議でない今日においては、国民一人一人が被害者問題を自分のこととして考える啓発活動を行う必要がある。啓発活動は、日常行われるべき

ことは当然であるが、ある期間を定めて全国一斉に行うことが一層の効果を上げることは、「人権週間」の果たした成果をみても明らかである。

そこで、「犯罪被害者週間」の創設を提言したい。

この期間に、国、自治体、犯罪被害者団体、支援団体、弁護士会、報道機関など各種機関が、個別に、また連携して、啓発活動を行うと同時に犯罪被害者等の視点に立って、犯罪被害者等のための施策を実現するにはどうしたら良いか真剣に議論し、検討し、施策の整備と前進を図るべきである。具体的には、大会、シンポジウム、講演会、犯罪被害者等の発表会、児童生徒による作文コンクール、弁論大会、ポスター掲載などが考えられる。

このような制度をとる国は、外国でも存在する。例えば、アメリカでは、連邦、州が「全米犯罪被害者の権利週間」を制定している。ヨーロッパでは、「週間」ではないが、ドイツの白い環、イギリスではビクティム・サポート、フランスのイナブンなど、すべてのヨーロッパの国々の参加しているヨーロッパ・フォーラムでは、「犯罪被害者の日」を制定している。お隣の韓国でも、昨年「犯罪被害者週間」を設立したとの話である。犯罪被害者週間などを設置して犯罪被害者問題を前進させることは、今や世界の趨勢となりつつある。

「犯罪被害者週間」として、私は、6月4日から同月10日までの1週間を提言したい。

わが国における犯罪被害者運動の草分けは、市瀬朝一氏である。昭和41年、最愛の1人息子を通り魔に殺害された市瀬氏は、犯罪被害者運動に全私財を投げうって生涯を捧げた。新聞で殺人事件があると知ると、全国の遺族を訪ねて回った。その結果、257名の遺族、被害者が、横浜市鶴見区の公会堂に集まって「殺人犯罪を撲滅する遺族の会」を結成した。昭和42年6月4日のことである。全国の犯罪被害者が、初めて一堂に会したのである。

市瀬氏はその後、「被害者補償制度を促進する会」と会の名称を改め、被害者補償制度の必要性を訴え続けた。その活動は漸く各方面で認識されることとなり、昭和50年7月2日には衆議院法務委員会で取り上げられ、証人として補償制度の必要性を強調した。失明、病床のなか「補償制度を実現するまで、せめて2年間生かせて下さい」といいながら、昭和52年1月16日、逝去された。

犯給法が制定されたのは、それから3年後のことである。犯給法は、三菱重工事件がきっかけというが、それ以前に市瀬氏の生涯をかけた運動があったことを忘れてはならない。同氏の運動は、木下恵介監督の松竹映画「息子よ」となって大きな感動をよんだ。

私は、被害者運動の先駆けとして全生涯をかけた市瀬氏を追悼記念の意味も込め、わが国ではじめて犯罪被害者の全国大会が開かれた6月4日から

同月 10 日までの 1 週間を、毎年「犯罪被害者週間」とすることが最も適当だと考える。

犯罪被害者等基本法が制定された 12 月 1 日から同月 7 日までを「犯罪被害者週間」とすることも考えられるが、毎年 12 月 4 日から同月 10 日までは、人権週間となっていて重なるので、適当でないと思われる。

教育及び研修について

= 第20条関係 =

岡 村 勲

**第1 義務教育段階から、犯罪被害者に対する言われのない誤解や偏見が起
きないよう、犯罪被害者の経済的、精神的、肉体的な苦痛について実情
を理解するための教育や、命の大切さに対する教育を「正課」として取
り入れ、継続的に教育できるようにすること**

【理由】

いつ誰が犯罪被害者になっても不思議ではない今日において、国民一人一人が被害者問題を自分のこととして考えられるよう、義務教育段階から教育することが重要である。犯罪被害が起きたとき、その都度教育することももちろん重要であるが、正課として継続的に教育することが、より一層の効果を上げることは明らかである。

犯罪被害が、いかに被害者やその家族等に深い悲しみをもたらすか、相手の立場になって相手の痛みを理解する力を若いうちから教えることによって、加害者になることを未然に防ぐこともでき、学校内での犯罪も減少することは国際学会でも確認されている。

**第2 ロースクールや司法研修所など、法曹を育成する研修機関においては、
犯罪被害者の人権及び犯罪被害者等基本法に基づく諸施策の内容を正規
の科目として研修するようにすること**

【理由】

戦後、新憲法が誕生し、昭和 24 年に刑事訴訟法も改められ、基本的人権の擁護が謳われ、被疑者・被告人の人権が著しく強化された。

しかし、反面、被害者の権利は置き去りにされた。平成 2 年の最高裁判例では、刑事司法は、社会秩序の維持という公益のために行われるもので、被害者の利益は反射的なものに過ぎないという。そのため、犯罪被害者等は自

分に対して犯された犯罪及び加害者について、どうしてそのような犯罪が起きたのか、どうして自分が被害者になったのか、加害者はどういう人物で、いかなる理由で自分が被害にあったのかなどについて、全く情報が与えられず、単に、裁判では、聞かれたことだけに応え、証拠品としてしか扱われて来なかった。

しかし、刑事司法は、公の秩序維持、加害者の権利だけを守ればよい、という時代は終わりを告げている。昨年 12 月には、政党間の垣根を越えて、犯罪被害者等基本法が制定された。これは、それまでの犯罪被害者等給付金支給法や犯罪被害者保護 2 法のように、単に被害者を恩恵の対象として見るのではなく、被害者の尊厳が尊重され、尊厳にふさわしい権利を有することを明確に謳うものであり、画期的なものである。これを受けて、最高裁も、本年 4 月 21 日、少数意見ではあったが、裁判長が、被害者の尊厳は尊重されるべきであり、尊厳にふさわしい権利を有することを明確に述べるに至り、司法の現場も変わりつつある。

そもそも、犯罪という一つの行為は、社会秩序違反という面と被害者等の権利を害するという面を持っている。従来は後者を切り捨てて刑事司法は扱わなかったが、被害者等は、刑事司法についても保護されるべき権利をもっている。事件の真実を知りたい、被害者等の名誉を守りたい、加害者に対して適正な刑罰を課してほしい、という権利である。社会秩序の維持と同時に、被害者等の権利も守らなければならないというのが、国民の総意となっている。

ところで、弁護士法第 1 条第 1 項は、弁護士の使命として「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」ことにありとし、守られるべき人権の主体として、何ら、被疑者・被告人に限定していない。かえって弁護士職務基本規程第 5 条は、「弁護士は・・・公正に職務を行う」と定めている。

加えて、弁護士法第 1 条第 2 項は、弁護士は社会秩序の維持とともに「法律制度の改善に努力しなければならない」と定め、制度が実情にそぐわなくなったときは、法制度を改善していくことを弁護士の使命として求めている。

そこで、法曹を育成する研修機関においても、犯罪被害者の視点に立った被害者の人権について研鑽に努めなければならないと言うべきである。

特に、犯罪被害者等基本法が制定された以上、法律に精通していなければならない法曹が、同法を正しく理解すべきことは当然の責務であろう。

地域社会における教育活動として 修復的司法のプログラムを導入することについて ＝ 第20条関係 ＝

岡 村 勲

第1 修復的司法のプログラムを地域社会における教育活動として導入することには反対である

地域社会における教育活動の一環として修復的司法をプログラム化することに対しては、「許しなさい」と地域社会が心理的に強制する恐れがあり、きわめて慎重を要する。

被害者は弱い立場にある。皆から言われ、仲直りしなさいと言われれば、そうしなければならないと自分を追い込んでしまう傾向がある。特に日本のような村社会では一層その傾向が強い。

そもそも、許すという行為は、許す側の自発的な意志に基づくものでなければ意味がない。許す方向を最初から予定して制度化して、その制度のもとで許しても、意味のないことである。

また、制度上、うわべだけ、本人の自由意思によるものであることを謳っても意味は薄い。とりわけ、教育活動の一環としてプログラム化すると、修復的司法に苦痛を感じる者がこれに反対したとき、「教育なのだから従いなさい」という事実上の圧力となる。

さらに、そもそも修復的司法の主体となる地域社会とは、何を想定しているのかも不明であるし、地域社会の人間関係の希薄が進む中で、適切な能力を有する機関が存在するのも疑問である。「教育活動として」ということも問題である。誰を教育の対象としているのか、加害者なのか、あるいは地域社会に対する教育なのか、明確でない。地域に対する教育であれば、被害者にこれに対する協力を強制することは、被害者に新たな負担を課することになる。

従って、地域社会における教育活動としてプログラム化することには、反対である。

第2 そもそも修復的司法自体問題である

加害者と被害者を和解させるため、裁判外で話し合えという論者がいる。被害者が加害者を許し、加害者も前非を悔いて立ち直るという論法である。

しかし、そこには重要な過程が見落とされている。そもそも、被害者は、加害者を公の場に引っ張り出してきて、誰かに裁いてもらわなければ気が済まないというやり場のない怒りが心底にある。それにも拘わらず、裁判外で話し合えというのは苦痛である。

もちろん、軽罪であれば事情も少し違うかもしれない。置き引きにあっただけや、喧嘩で殴られただけなら、話し合いで解決しようと言う人も多くいるだろう。しかし、それは、取り返しがつく被害だからである。

これに対し、理由もなく大切な家族を奪われたり、体を不随にさせられたり、取り返しのつかない被害を受けた者が、どうして、裁判外で加害者の更生に手を貸さなければならないのか。許せないほどの被害に遭い、しかし、私的報復が許されない法治国家だからこそ、適正に裁いて欲しいと願っているのである。それなのに、裁判外で話し合え、というのは被害者に聖人君子になれと言っているのも同然である。外国でも、軽罪は別として、修復的司法は使われていないと聞いている。

もちろん、重罪であっても、裁判になり、被害者が加害者を追及し、事実関係でも、心情関係でも言いたいことを全てぶつけられたら、加害者の中には本当に罪の重さを自覚し心から謝罪するかもしれないし、もしかしたら、取り返しのつかない被害を受けた被害者であっても、許す気になる人もいるかもしれない。しかし、それは、裁判の結果である。最初から和解ありきの結果ではない。そこをはき違えてはならないと思う。

第3 加害者の更生に被害者が事実上協力を義務づけられてはならない

本来やってはいけないことをしたのは加害者なのであるから、それを、加害者に自覚させることこそが重要である。

被害者の言い分に耳を傾けさせ、加害者に罪の深さを自覚させるために、被害者と接触する機会を設けるというのであれば意義がある。しかし、加害者を更生させることを最初から前面に押し出し、それ自体を目的とするのであれば、被害者に犯罪による1次被害と、修復的司法による2次被害の、2重の苦痛を味わせることになる。

ところで、加害者が罪の深さを自覚すれば、加害者の立ち直りに役立つのであるから、加害者の更生を目的としても同じことではないか、と安易に考える論者もいる。

しかし、それは加害者の立場に立ったときの考え方である。被害者の立場から見れば、この両者は大きく異なる。被害者からみれば、なぜ被害を受けた自分が加害者の更生に手を貸さなければならないのか、という思いが強い。これに対し、加害者が、罪の深さを心底自覚してくれるのであれば、自分が

どれだけ苦しい思いをしたかについて、ようやく理解されたと感じるかもしれない。被害者の立場から見れば、罪を認識させることと、加害者の更生とは大きく意味が違うのである。加害者に罪の深さを自覚させたことの結果として、加害者が更生するに過ぎない。

加害者の更生の美名の基に、間違っても、被害者に加害者の更生への協力が事実上義務づけられることがあってはならない。

メディアの過剰な取材活動・プライバシー侵害 に当たる報道等の改善

岡 村 勲

第1 メディアは、集中豪雨のような過剰取材により、犯罪被害者等の生活の平穏を害しないように適切な措置を講ずるべきである。また、報道内容において、犯罪被害者等の名誉・プライバシーを害しないように細心の注意を払うべきであり（承諾なく顔写真や実名を報道することを含む）、万一、名誉・プライバシー侵害を起こしてしまった場合には、自ら十分な回復措置を取るべきである。

第2 警察は、犯罪被害者等の実名を、同人らの承諾なくして発表しない事を原則とする施策を講ずるべきである。また、事件発表をする場合において、被害者について誤った情報を流すことのないように適切な施策を講ずるべきである。

第3 国は、メディアによる、犯罪被害者等の名誉・プライバシーや生活の平穏を害しないように、国連犯罪防止会議作成の「被害者のための正義に関するハンドブック」（1999年）に含まれるメディア倫理コード等も参考にしながら、適切な施策を講ずるべきである。

【理由】

- 1 犯罪被害者等（遺族を含む）は、犯罪によって甚大な被害を受けるだけでなく、多くの場合、様々な重層的な被害を蒙ることになる。特に、世間の関心を惹く犯罪の被害者は、まずメディアによる集中的取材を受け、近所を歩くことさえできないような被害を蒙ることになることが多い。被害者自身の生活の平穏だけでなく、近隣住民の生活の平穏をも害することになり、被害者はさらに苦しむことになる。
- 2 また、犯罪被害者等は、承諾をしていないのに被害者の実名や顔写真がたかも公共のものであるかのように報道され、使用されたり、その顔写真が週刊誌の広告などに利用されたりすることに対して怒りを覚えることになる。故人を、せめて静かに悲しみのうちに追慕することさえ妨げられるのが

実情である。また、犯罪の動機に関連して、本来晒されるはずのないプライベートな犯罪被害者側の情報が報道されたり論評されることによって、世間一般から誤解を受けたり偏見や好奇の目に晒されることが多い。被害者の顔写真を無断で掲載することは、犯罪被害者等の人格権（遺族についても故人を静謐のうちに追慕する人格的権利）に対する大きな侵害であるから、承諾がない場合には控えるべきである。特に、週刊誌やワイドショーで顔写真を利用することは、事件直後に客観的第一報として報道する場合とは状況が大きく異なっており、報道目的で写真を掲載する必要性は薄弱であり、犯罪被害者側の承諾がない場合には許されないと考えるべきある。さらに、実名、顔写真の他にも、被害者の住所や住居の写真等個人を特定できるプライバシー情報は安易に報道されるべきではない。犯罪被害者等という立場となったがゆえに「公共の関心の対象」として、私人としてのプライバシー権が剥奪されてよいことにはならない。被害者のプライバシーにあたる情報を知りたいというニーズがあるとしても、それは公衆の「私益」の集積であって、直ちに公益になるわけではない。被害者のプライバシーを犠牲にしてまで公に晒してよいのかという考慮を厳格に行わなければならないのである。

- 3 さらにまた、犯罪被害者等に対する根強い偏見も背景にして、被害者についての間違った報道がなされることがあり、このような場合には犯罪被害者等は更に重層的な被害を蒙ることになる。犯罪被害者等側に犯罪の責任があるとか、そうは書かれないまでも被害者が加害者と「交際」していたと書かれただけでも、事実やニュアンスが違う場合には、被害者は重大な二次被害を蒙ることになる。ただでさえ、一般市民の間には、被害者に落ち度を見い出したいという心理があり、このような偏見に沿うような情報が報道されることにより、犯罪被害者等側にも落ち度があるという印象付けがなされてしまうことがある。

報道のされ方により世間の人からいわれなき偏見を持たれることが多いのに、ましてや、報道が事実と異なるものであった場合には、犯罪被害者等の蒙る被害や苦痛は筆舌に尽くし難いものになる。

- 4 犯罪報道の特性として、事件発生直後からマスコミは我先に報道しようとする。しかし、事件発生直後は、通常はいまだ事実関係は混沌としている。一方当事者たる加害者は捜査対象でもあって取材不可能な場合も多いうえ、もう一方の当事者である犯罪被害者等側は、捜査に協力することで精一杯であり、さらに事件直後の集中的取材攻勢や報道の結果、マスコミに対応する気力も余力もない状態に陥る。到底、犯罪被害者等側からの正確な情報発信は期待しえない状態にある。ただでさえ、被害者に対する偏見が存する社会

的状況の下では誤報が発生しやすいというのに、当事者に十分に取材できない状態でなされる報道は、十分な根拠なく行われてしまう恐れが構造的に強い。さらに、情報が乏しい中で、警察が発表する情報が、犯罪被害者等を傷つける要素を含むものである場合には、その情報だけが一人歩きして、犯罪被害者等に対する偏見も相まって、犯罪被害者等に対して甚大な被害を与える構造がある。したがって、警察は、発表するにあたっては細心の注意を払う必要がある。

- 5 このような誤報や犯罪被害者等のプライバシーに属する事項の報道がなされることにより、被害者は外を歩くこともできなくなるという現実的被害や、日本全国の人に誤解されているという思いや人が信じられなくなるといった精神的苦痛を蒙ることになる。

犯罪被害者からの、メディアに対する不満や批判は極めて強いものがあるので、犯罪被害者が更に報道によって重層的に被害を被ることがないように、メディアを含む全ての国民は、犯罪被害者等の名誉・プライバシーや生活の平穏を害することのないように、常に配慮しなければならず、また、国や地方公共団体は、このような弊害が生じないように、有効な施策を講じなければならない。

- 6 犯罪被害者等の名誉・名誉感情ないしプライバシーが侵害された場合、仮に後に裁判で勝訴したとしても、その意味は殆どない。一度破壊された私人の生活は元に戻らないが、せめてメディアは、間違った報道をしてしまったならば、速やかに、世間が関心を持っている時期に、同じような方法で訂正報道を行って、実質的な回復に努めるべきである。

以上

（参考）

「被害者のための正義に関するハンドブック」(1999年)からの抜粋

- 1 犯罪内容の報道は、公平かつ客観的にバランスを考慮して行うべきであり、ニュースに過剰な表現を採用するのを避けるべきである。
- 2 被害者と犯罪者の関係を反映している犯行については、バランスの取れた視点から報道すべきである。
- 3 被害者、犯罪者、あるいは犯罪については、信頼できる情報源によって証

明されていないかぎり、噂や暗示的内容を報道してはならない。

4 犯罪行為による個人的悲しみやショックを表している顔の撮影や放映は控えなければならない。

5 遺族の事前の承諾なしに、葬儀場面を公表または放映してはならない。

6 死亡した被害者、死体運搬袋、重傷被害者の姿などの写真の公表や放映は控えなければならない。

7 犯罪や被害に関する話を、刺激的に報道したり、センセ - ショナルに報道したり、被害者やその家族のことを無視して報道したりしない。

(「被害者のための正義」諸澤英道訳著 成文堂(2003.10)から抜粋)

以 上